

令和3年5月27日

# 建設緑政局関係議案資料 (その3)

議案第108号

神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する  
事業の変更の同意について

建設緑政局

# 議案第108号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について

## 1 同意申請に至った経緯

首都圏の高速道路料金については、平成28年4月に、これまでの整備重視の料金体系から、料金水準及び車種区分を統一した対距離制を基本とする利用重視の料金体系へ移行した。

移行後は、一般道からの転換が促進されるなどの効果があった一方で、依然として都内交通の渋滞などもあり、国土幹線道路部会における有識者の意見などを踏まえ、料金体系の整理・統一を更に進めることが示され、料金改定を行うことになった。

首都高速の料金等の変更には関係自治体の同意が必要であることから、3月31日に、首都高速道路株式会社より本市あてに同意申請書が提出されたところである。

## 2 同意申請の内容

### (1) 料金改定

令和4年度から全車種に対して**上限料金の見直し**を行う。

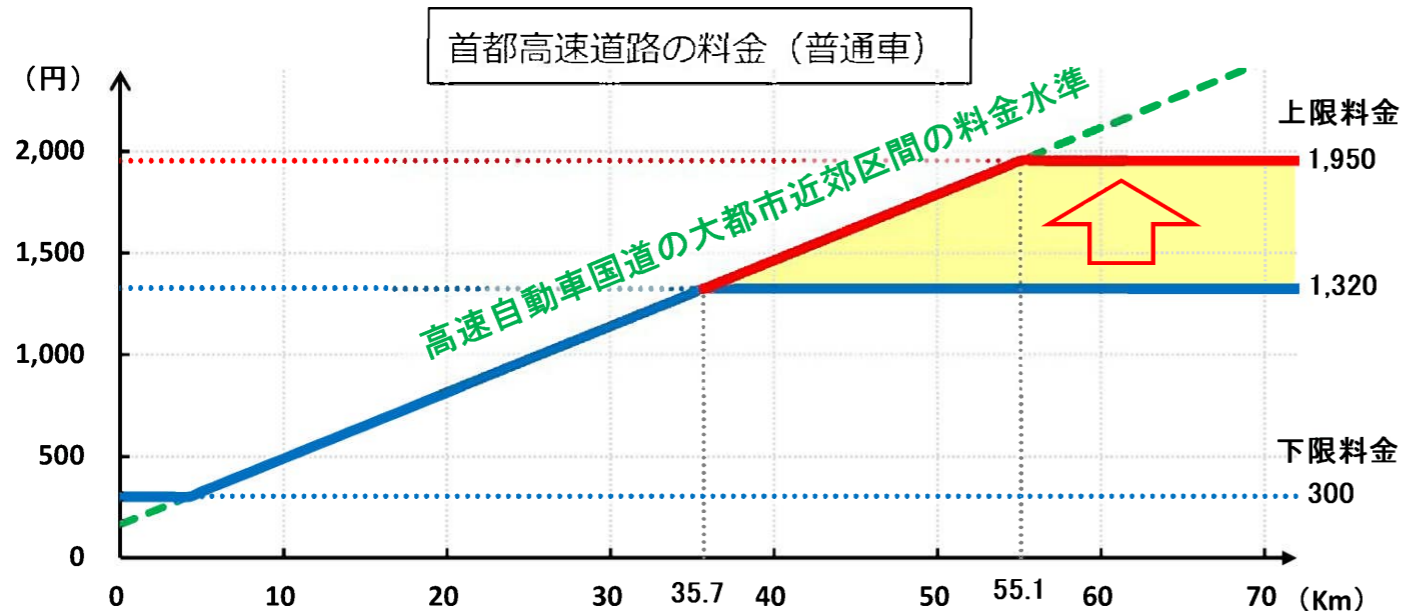
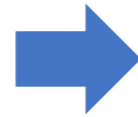
#### 【変更前】

	上限料金 (税込)
軽自動車等	1,090円
普通車	1,320円
中型車	1,410円 ※
大型車	2,080円
特大車	2,650円 ※

※車種間比率等の特例割引(社会実験)  
令和4年3月31日まで

#### 【変更後】

	上限料金 (税込)
軽自動車等	1,590円
普通車	1,950円
中型車	2,310円
大型車	3,110円
特大車	5,080円



## (2) 各種割引

### ① 大口多頻度割引 (拡充)

ア 対象車種：ETC全車種

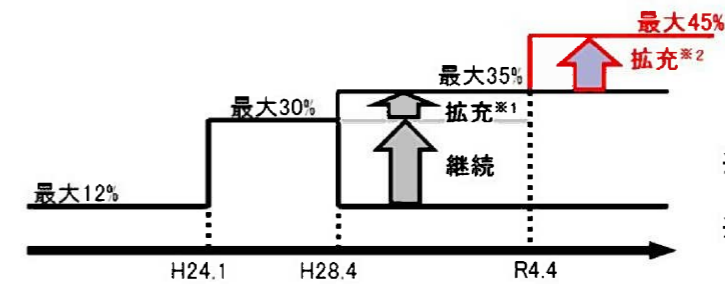
イ 期間：令和4年度～7年度

ウ 割引制度拡充内容

・割引率の引き上げ

(変更前) 最大割引率35% (車両単位割引25%+契約単位割引10%)

(変更後) **最大割引率45%** (車両単位割引35%+契約単位割引10%)



※1 中央環状線の内側を通過しない交通に限定  
※2 拡充10%のうち、5%は中央環状線の内側を通過しない交通に限定

### ② 深夜割引

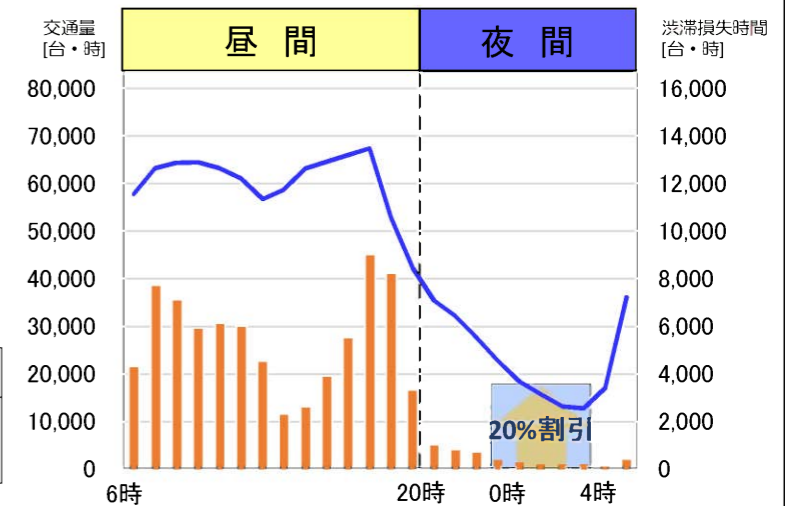
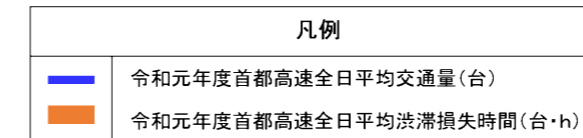
ア 対象車種：ETC全車種

イ 期間：令和4年度～

ウ 割引制度内容

①適用時間：深夜0時～4時

②割引率：20%



## (3) ETC専用化

令和2年12月に国が「ETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化について」を発表し、首都高速においては、今後5年程度でETC専用化等を進めていく。このため、ETC専用施設のみが設置された出入口等に非ETC車が進入し通行する場合は、区間の最大料金を徴収する。

①対象車種：非ETC車

②期間：令和4年度～

③対象箇所：ETC専用施設のみが設置された出入口等に非ETC車が進入し通行する場合

	料金の額 (税込)
軽自動車等	1,590円
普通車	1,950円
中型車	2,310円
大型車	3,110円
特大車	5,080円

# 議案第108号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について

## 3 参考

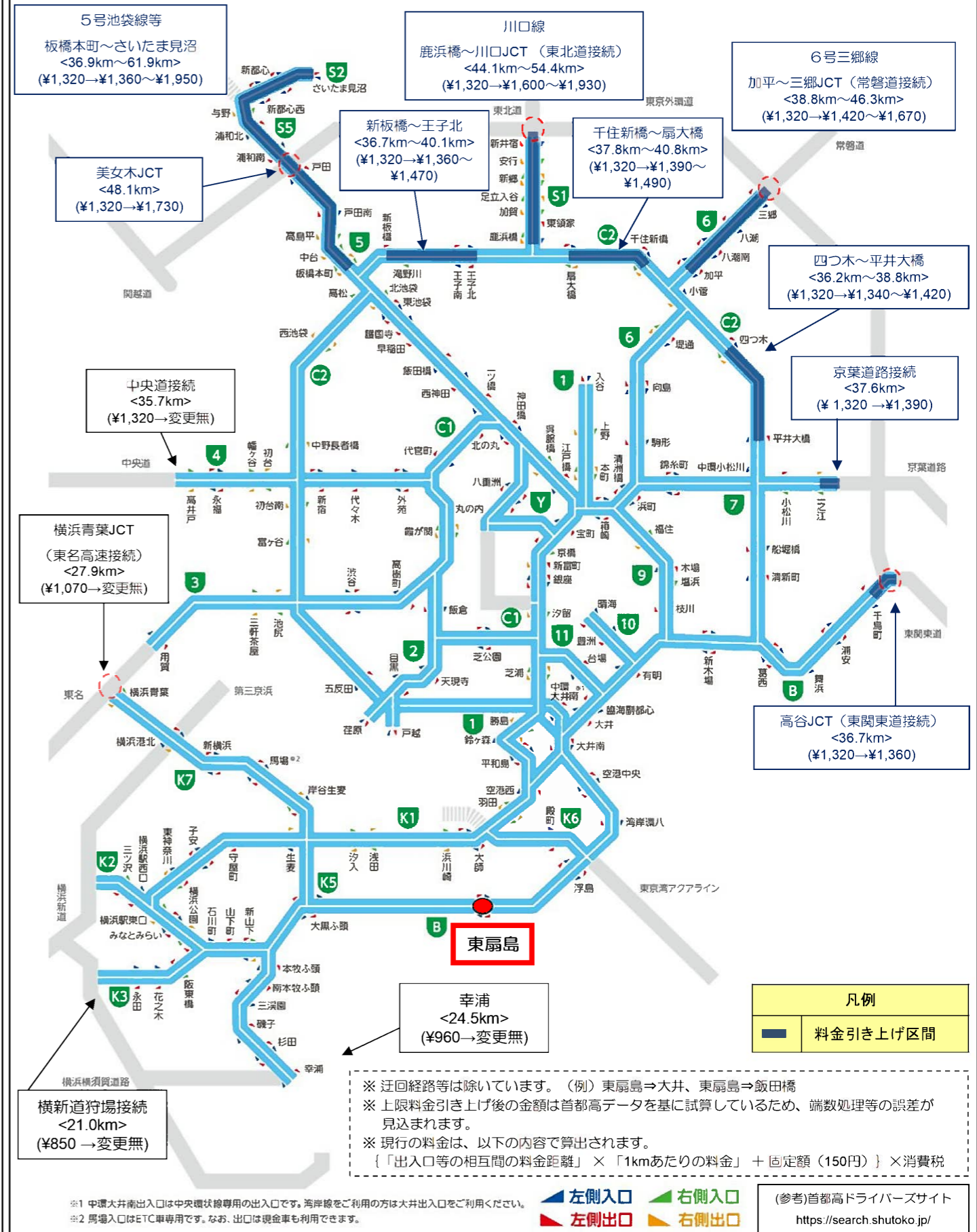
### (1) 関係法令

#### 道路整備特別措置法（抄）

#### 第3条

- 1 会社は機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法に規定する協定を締結したときは、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。
- 2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を大臣に提出しなければならない。
  - 一 高速道路の路線名
  - 二 新築・改築に係る工事の内容
  - 三 収支予算の明細
  - 四 料金の額及びその徴収期間
- 3 会社は第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。
- 4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、地方公共団体の議会の議決を得なければならない。
- 5 省略
- 6 会社は第1項の許可を受けた後、「高速道路の路線名」「新設又は改築に係る工事内容」のうち「路線名」「工事の区間」「工事方法」、更に料金の額及びその徴収期間の事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 7 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

### (2) 東扇島ICを起点とした場合の普通車料金の引き上げ区間





事 計 第 5 6 号  
令和 3 年 3 月 3 1 日

川崎市長  
福田 紀彦 殿

首都高速道路株式会社  
代表取締役社長 宮田 年耕



「神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業」の変更について（同意申請）

標記について、道路整備特別措置法（昭和 3 1 年法律第 7 号）第 3 条第 6 項の規定に基づき、「神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業」を別添のとおり変更したいので、同条第 7 項の規定において準用する同条第 3 項の規定に基づき、同意を求めます。



#### 高速道路の路線名

本同意申請の対象となる高速道路の路線名は、以下のとおりとする。

- (1) 神奈川県道高速横浜羽田空港線（神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで）
- (2) 神奈川県道高速湾岸線（神奈川県川崎市川崎区扇島から神奈川県川崎市川崎区浮島町まで）
- (3) 川崎市道高速縦貫線

別紙－４の一部を次のように改める。

1 (1)①(注)中「別表」を「別表１」に改め、1 (2)①中「距離」を「距離とし、別表２のとおり」に改め、1 (2)①(注)Ｂ中「以下同じ。」以外の自動車を用いる。」を「以下同じ。」及びＥＴＣ車以外の自動車であって、ＥＴＣ専用施設〔道路整備特別措置法施行規則（昭和３１年建設省令第１８号）第１３条第２項第３号に規定するＥＴＣ専用施設を用いる。以下同じ。〕のみが設置された出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車を用いる。」に改め、1 (2)①(注)Ｂの次に

「Ｃ 未供用の路線の供用開始等の理由により、別表２について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。」を加える。

４を削り、３を４とし、２を３とし、１の次に

「２ ＥＴＣ専用施設のみが設置された出入口等にＥＴＣ車以外が進入し通行する場合における料金の額

(1) 1回当たりの料金の額

記１にかかわらず、別表２に掲げるＥＴＣ専用施設のみが設置された出入口等にＥＴＣ車以外が進入した場合において、当該出入口等から退出できずにやむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は、1回の通行につき1台当たり、下表のとおりとする。

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1448.88
普通車	1773.60
中型車	2098.32
大型車	2828.94
特大車	4614.90

(注)

別表２に掲げる出入口等をＥＴＣ専用施設のみが設置された出入口等に変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(1)に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

(3) 特例措置

記4(1)②の割引適用要件に該当する自動車の場合においては、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日までの間は、記(2)に定める料金の額に対して、記4(1)②に定める割引を適用した額を料金の額とする。」を加える。

3中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、3(1)中「及び2(1)」を削り、「平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間は下表Bの区分に応じた額とし、それ以降当分の間は、下表C」を「下表」に改め、

「表B

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km 以下	251.5488 円	276.9360 円	285.8215 円	359.4444 円	421.6430 円

表C

」を削り、3(1)(注)A中「定めるものとする。」を「定めるものとし、別表2のとおりとする。」に、「上表A、上表B及び上表C」を「上表」に改め、3(1)(注)B中「上表B又は上表C」を「上表」に改め、3(1)(注)Bの次に

「C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別表2について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。」を加え、3(2)②中「記(2)B」を「記(1)B」に改め、3(3)中「から(3)まで」を「及び(2)」に改める。

4(1)①イ中「35.7km超」を「55.0km超」に、「平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間は下表Aの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表B」を「下表」に、

「表A

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km 超	993.0912 円	1203.8640 円	1277.6345 円	1888.8756 円	2405.2690 円

表B

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km 超	993.0912 円	1203.8640 円	1414.6368 円	1888.8756 円	3048.1260 円

ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合には上記の定めは適用せず、利用した出入口等の相互間の料金距離が1回の通行につき1台当たり、50.4km超となるときは、令和2年3月22日から令和3年3月31日までの間は下表Cの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表Dの区分に応じた割引後の額を適用する。

なお、ただし書きにおいて、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

表C

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km超	1340.2464円	1637.8080円	1741.9546円	2604.8832円	3333.9091円

表D

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km超	1340.2464円	1637.8080円	1935.3696円	2604.8832円	4241.4720円

」を

「

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
55.0km超	1448.88円	1773.60円	2098.32円	2828.94円	4614.90円

」に改め、4(1)④イ(ア)A中「平成24年1月1日」を「令和4年4月1日以降会社が別に定める日」に改め、4(1)④イ(ア)B中「平成28年4月1日」を「令和4年4月1日以降会社が別に定める日」に改め、4(1)④イ(ア)表B中

「

10,000円を超え、30,000円までの部分	15%
30,000円を超える部分	20%

」を

「

10,000円を超え、30,000円までの部分	20%
30,000円を超える部分	25%

」に改め、4(1)④イ(ア)表C中「両国ジャンクション方向へ進行する」を削り、4(1)④イ(ア)表E中

「

10,000円を超える部分	5%
---------------	----

」を

「

10,000円を超える部分	10%
---------------	-----

」に改め、4(1)中⑩を削り、⑨を⑩とし、⑧を⑨とし、4(1)⑦の次に



「⑧ 深夜割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。

イ 割引率

20%とする。」を加え、4(2)中「及び料金上乘せ」を削り、4(2)①中「記3」を「記4」に改め、「及び記4に定める料金上乘せ」を削り、4(2)②中「又はE T C路線バス割引」を削り、4(2)③中「並びに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乘せ(記4に定める料金上乘せをいう。以下同じ。)」を「、E T C路線バス割引及び深夜割引」に改め、「大口・多頻度割引を除く。」の前に「E T C路線バス割引及び」を、「上限料金の引下げに係る割引後の額」の前に「基本料金の額、特別の措置又は」を加え、4(2)③ア中

「

○…適用あり

—…重複し得ない

	環境				
大口	○	大口			
流入	○	○	流入		
湾岸	○	○	—	湾岸	
大会	○	○	○	○	大会

」を

「

○…適用あり

×…適用なし

—…重複し得ない

	環境					
大口	○	大口				
流入	○	○	流入			
湾岸	○	○	—	湾岸		
路バス	×	×	×	×	路バス	
深夜	○	○	○	○	○	深夜

」に改め、4(2)③ア(注)中「大会」を「路バス」、「深夜」に、「並びに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乘せ」を「、E T C路線バス割引及び深夜割引」に改め、4(2)③イ中

「

適用の順序	割引及び料金上乗せの種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
4	東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会ロードプライシング割引又は料金上乗せ
5	大口・多頻度割引

」を

「

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
4	深夜割引
5	E T C 路線バス割引又は大口・多頻度割引

」に改め、4(2)③の次に

「④ 環境ロードプライシング割引及び都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、環境ロードプライシング割引又は、都心流入割引若しくは都心流入・湾岸線誘導割引の内、最も割引額が大きくなる割引を適用する。」を加え、4(3)中「⑩」を「⑧」に改める。

6中「首都高速道路を通行してきた現金車」の次に「及び2に定める料金の額を適用する自動車」を加える。

6の次に

「7 実施期日

この料金の額及びその徴収期間は、令和4年3月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。」を加える。

別表を別表1とし、別表1の次に

「



新旧対比

〈新〉

〈旧〉

料金の額及びその徴収期間

料金の額及びその徴収期間

1 基本料金の額

本文記1 高速道路の路線名に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

1 基本料金の額

本文記1 高速道路の路線名に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

(1) 1キロメートル当たり料金の額と固定額

(1) 1キロメートル当たり料金の額と固定額

① 1キロメートル当たりの料金の額

① 1キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、下表のとおりとする。

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、下表のとおりとする。

(単位：円)

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	35.424
大型車	48.708
特大車	81.18

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	35.424
大型車	48.708
特大車	81.18

(注) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表1の自動車の車種区分をいう（以下同じ。）。

(注) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表の自動車の車種区分をいう（以下同じ。）。

② 利用1回に対して課する固定額

② 利用1回に対して課する固定額

略

略

(2) 適用方法

(2) 適用方法

① 料金距離

① 料金距離

首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別表2のとおりとする。

首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とする。

(注)

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記(1)に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記(1)に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

(A) 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

(A) 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

(B) 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にか

(B) 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にか

新旧対比

〈新〉	〈旧〉
<p>かわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。</p> <p>(C) 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。</p> <p>B 現金車〔E T C車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「E T Cシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。<u>以下同じ。</u>〕及びE T C車以外の自動車であって、E T C専用施設〔道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号に規定するE T C専用施設をいう。以下同じ。〕のみが設置された出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車をいう。以下同じ。〕は、首都高速道路の入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）から最遠の首都高速道路の出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。</p> <p><u>C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別表2について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。</u></p> <p>② 出入口等の相互間の料金の計算額 略</p> <p>③ 通行止めに伴う料金調整 略</p> <p>(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位 略</p>	<p>かわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。</p> <p>(C) 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。</p> <p>B 現金車〔E T C車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「E T Cシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。<u>以下同じ。</u>〕<u>以外の自動車をいう。</u>以下同じ。〕は、首都高速道路の入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）から最遠の首都高速道路の出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。</p> <p>② 出入口等の相互間の料金の計算額 略</p> <p>③ 通行止めに伴う料金調整 略</p> <p>(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位 略</p>
<p><u>2 E T C専用施設のみが設置された出入口等にE T C車以外が進入し通行する場合における料金の額</u></p> <p><u>(1) 1回当たりの料金の額</u></p> <p><u>記1にかかわらず、別表2に掲げるE T C専用施設のみが設置された出入口等にE T C車以外が進入した場合において、当該出入口等から退出できずにやむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は、1回の通行につき1台当たり、下表のとおりとする。</u></p> <p><u>(単位：円)</u></p>	

新旧対比

〈新〉

〈旧〉

車種区分	料金の額
軽自動車等	1448.88
普通車	1773.60
中型車	2098.32
大型車	2828.94
特大車	4614.90

(注)

別表2に掲げる出入口等をETC専用施設のみが設置された出入口等に変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(1)に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

(3) 特例措置

記4(1)②の割引適用要件に該当する自動車の場合においては、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日までの間は、記(2)に定める料金の額に対して、記4(1)②に定める割引を適用した額を料金の額とする。

3 特別の措置

2 特別の措置

(1) 1キロメートル当たりの料金の額の特例

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、記1(1)①にかかわらず、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間、下表Aのとおり特別の措置を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

表A

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	31.5864
大型車	48.708
特大車	63.1728

新旧対比

〈新〉

(1) 料金距離に応じた料金の額

料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額については、記1にかかわらず、1回の通行につき1台当たり、下表の区分に応じた額とする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km以下	251.5488円	276.9360円	302.3232円	359.4444円	499.0740円

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとし、別表2のとおりとする。ただし、上表に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

(A) 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

(B) 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

(C) 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 現金車は、首都高速道路の入口等から最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。ただし、料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額については、上表の料金の額を適用する。

C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別表2について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2) 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以

〈旧〉

(2) 料金距離に応じた料金の額

料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額については、記1 及び2(1)にかかわらず、1回の通行につき1台当たり、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間は下表Bの区分に応じた額とし、それ以降当分の間は、下表Cの区分に応じた額とする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

表B

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km以下	251.5488円	276.9360円	285.8215円	359.4444円	421.6430円

表C

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km以下	251.5488円	276.9360円	302.3232円	359.4444円	499.0740円

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、上表A、上表B及び上表Cに定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

(A) 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

(B) 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

(C) 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 現金車は、首都高速道路の入口等から最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。ただし、料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額については、上表B又は上表Cの料金の額を適用する。

(3) 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以

新旧対比

〈新〉

〈旧〉

下のように料金調整を行った額を徴収する。

① ETC車の場合の料金調整

略

② 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、記(1)Bの料金距離に応じて、料金の額を徴収する。

(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(1)及び(2)に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

4 基本料金及び特別の措置における割引

(1) 割引を適用する自動車及び割引率等

① 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

略

イ 割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、55.0km超となる場合は、下表の区分に応じた割引後の額を適用する。

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
55.0km超	1448.88円	1773.60円	2098.32円	2828.94円	4614.90円

下のように料金調整を行った額を徴収する。

① ETC車の場合の料金調整

略

② 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、記(2)Bの料金距離に応じて、料金の額を徴収する。

(4) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(1)から(3)までに定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

3 基本料金及び特別の措置における割引

(1) 割引を適用する自動車及び割引率等

① 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

略

イ 割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、35.7km超となる場合は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間は下表Aの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表Bの区分に応じた割引後の額を適用する。

表A

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km超	993.0912円	1203.8640円	1277.6345円	1888.8756円	2405.2690円

表B

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km超	993.0912円	1203.8640円	1414.6368円	1888.8756円	3048.1260円

ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合には上記の定めは適用せず、利用した出入口等の相互間の料金距離が1回の通行につき1台当たり、50.4km超となるときは、令和2年3月22日から令和3年3月31日までの間は下表Cの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表Dの区分に応じた割引後の額を適用する。

なお、ただし書きにおいて、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。



新旧対比

〈新〉

〈旧〉

② 障害者割引については、次のとおりとする。  
略

③ 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。  
ア 割引を適用する自動車  
略

イ 割引率等

20%とする。ただし、下表Aに定める利用区間を通行する場合には、利用距離に応じた料金の額が907.40円を超える場合に限り同表に定める割引後の額を適用し、下表Bに定める利用区間を通行する場合には、同表の割引率を適用する。

表A

利用区間	割引後の額
神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線、横浜市道高速横浜環状北西線、川崎市道高速縦貫線（以下「神奈川地区」という。）における各出入口等から同地区における各出入口等まで（横浜市内に存する出入口等間の利用は除く。）	907.40円

表B

利用区間	割引率
神奈川地区における各出入口等（横浜市内に存する出入口等は除く。以下この表において同じ。）から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで。	15%
神奈川地区における各出入口等から、都道首都高速1号線、都道首都高速2号線、都道首都高速2号分岐線、都道首都高速3号線、都道首都高速4号線、都道首都高速4号分岐線、都道首都高速5号線、都道首都高速6号線、都道首都高速7号線、都道首都高速8号線、都道首都高速9号線、都道首都高速晴海線のうち東京都中央区晴海2丁目35番から同都江東区有明までの区間、都道首都高速11号線、	10%

表C

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km超	1340.2464円	1637.8080円	1741.9546円	2604.8832円	3333.9091円

表D

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km超	1340.2464円	1637.8080円	1935.3696円	2604.8832円	4241.4720円

② 障害者割引については、次のとおりとする。  
略

③ 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。  
ア 割引を適用する自動車  
略

イ 割引率等

20%とする。ただし、下表Aに定める利用区間を通行する場合には、利用距離に応じた料金の額が907.40円を超える場合に限り同表に定める割引後の額を適用し、下表Bに定める利用区間を通行する場合には、同表の割引率を適用する。

表A

利用区間	割引後の額
神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線、横浜市道高速横浜環状北西線、川崎市道高速縦貫線（以下「神奈川地区」という。）における各出入口等から同地区における各出入口等まで（横浜市内に存する出入口等間の利用は除く。）	907.40円

表B

利用区間	割引率
神奈川地区における各出入口等（横浜市内に存する出入口等は除く。以下この表において同じ。）から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで。	15%
神奈川地区における各出入口等から、都道首都高速1号線、都道首都高速2号線、都道首都高速2号分岐線、都道首都高速3号線、都道首都高速4号線、都道首都高速4号分岐線、都道首都高速5号線、都道首都高速6号線、都道首都高速7号線、都道首都高速8号線、都道首都高速9号線、都道首都高速晴海線のうち東京都中央区晴海2丁目35番から同都江東区有明までの区間、都道首都高速11号線、	10%

新旧対比

〈新〉

都道首都高速葛飾江戸川線、都道首都高速板橋足立線、都道首都高速目黒板橋線、都道首都高速品川目黒線、都道高速湾岸線、都道首都高速湾岸分岐線、都道高速横浜羽田空港線、都道高速葛飾川口線、都道高速足立三郷線、都道高速板橋戸田線、埼玉県道高速葛飾川口線、埼玉県道高速足立三郷線、埼玉県道高速板橋戸田線、埼玉県道高速さいたま戸田線、千葉県道高速湾岸線における各出入口等（湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。）まで。

ウ 中型車の特例  
略

④ 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車  
略

イ 割引率

(ア) 車両単位割引

A 記アの自動車を使用するETCコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表Aの割引率を適用する。ただし、令和4年4月1日以降会社が別に定める日から令和8年3月31日までの間は下表Bの割引率を適用する。

B 令和4年4月1日以降会社が別に定める日から令和8年3月31日までの間においては、利用した出入口等に下表Cに掲げる出入口等が含まれない通行であって、かつ、下表D左欄のジャンクションから同表右欄に掲げる出入口の方向に進行しない交通に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表Eの割引率を月間要件通行利用金額に適用する。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

表A

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	2%
10,000円を超え、30,000円までの部分	5%
30,000円を超え、50,000円までの部分	8%
50,000円を超える部分	12%

表B

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	10%
10,000円を超え、30,000円までの部分	<u>20%</u>

〈旧〉

都道首都高速葛飾江戸川線、都道首都高速板橋足立線、都道首都高速目黒板橋線、都道首都高速品川目黒線、都道高速湾岸線、都道首都高速湾岸分岐線、都道高速横浜羽田空港線、都道高速葛飾川口線、都道高速足立三郷線、都道高速板橋戸田線、埼玉県道高速葛飾川口線、埼玉県道高速足立三郷線、埼玉県道高速板橋戸田線、埼玉県道高速さいたま戸田線、千葉県道高速湾岸線における各出入口等（湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。）まで。

ウ 中型車の特例  
略

④ 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車  
略

イ 割引率

(ア) 車両単位割引

A 記アの自動車を使用するETCコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表Aの割引率を適用する。ただし、平成24年1月1日から令和8年3月31日までの間は下表Bの割引率を適用する。

B 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、利用した出入口等に下表Cに掲げる出入口等が含まれない通行であって、かつ、下表D左欄のジャンクションから同表右欄に掲げる出入口の方向に進行しない交通に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表Eの割引率を月間要件通行利用金額に適用する。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

表A

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	2%
10,000円を超え、30,000円までの部分	5%
30,000円を超え、50,000円までの部分	8%
50,000円を超える部分	12%

表B

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	10%
10,000円を超え、30,000円までの部分	<u>15%</u>

新旧対比

〈新〉

30,000円を超える部分	25%
---------------	-----

表C

出入口等
入谷、上野、本町、芝浦、戸越、荏原、目黒、天現寺、渋谷、高樹町、新宿、代々木、外苑、北池袋、東池袋、護国寺、早稲田、飯田橋、西神田、一ツ橋、堤通、向島、駒形、清洲橋、浜町、箱崎、小松川（入口に限る。）、錦糸町、枝川、塩浜、木場、福住、豊洲、晴海仮（仮称）、台場、宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部

表D

ジャンクション	出入口
大井ジャンクション	芝浦
大橋ジャンクション	渋谷
西新宿ジャンクション	新宿
熊野町ジャンクション	北池袋
堀切ジャンクション	堤通
小松川ジャンクション(仮称)	錦糸町
辰巳ジャンクション	枝川
有明ジャンクション	台場

表E

月間要件通行利用金額	割引率
10,000円以下の部分	0%
10,000円を超える部分	10%

- (イ) 契約単位割引  
略
- (ウ) 実施する期間  
略

- ⑤ 都心流入割引については、次のとおりとする。  
略
- ⑥ 都心流入・湾岸線誘導割引については、次のとおりとする。  
略

〈旧〉

30,000円を超える部分	20%
---------------	-----

表C

出入口等
入谷、上野、本町、芝浦、戸越、荏原、目黒、天現寺、渋谷、高樹町、新宿、代々木、外苑、北池袋、東池袋、護国寺、早稲田、飯田橋、西神田、一ツ橋、堤通、向島、駒形、清洲橋、浜町、箱崎、小松川（ <u>両国ジャンクション方向へ進行する</u> 入口に限る。）、錦糸町、枝川、塩浜、木場、福住、豊洲、晴海仮（仮称）、台場、宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部

表D

ジャンクション	出入口
大井ジャンクション	芝浦
大橋ジャンクション	渋谷
西新宿ジャンクション	新宿
熊野町ジャンクション	北池袋
堀切ジャンクション	堤通
小松川ジャンクション(仮称)	錦糸町
辰巳ジャンクション	枝川
有明ジャンクション	台場

表E

月間要件通行利用金額	割引率
10,000円以下の部分	0%
10,000円を超える部分	5%

- (イ) 契約単位割引  
略
- (ウ) 実施する期間  
略

- ⑤ 都心流入割引については、次のとおりとする。  
略
- ⑥ 都心流入・湾岸線誘導割引については、次のとおりとする。  
略

新旧対比

〈新〉	〈旧〉
<p>⑦ ETC路線バス割引については、次のとおりとする。 略</p> <p><u>⑧ 深夜割引については、次のとおりとする。</u> ア 割引を適用する自動車 割引を適用する自動車は、ETC車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。 イ 割引率 20%とする。</p> <p>⑨ 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。 略</p> <p>⑩ 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。 略</p> <p>(2) 割引相互間の適用関係</p> <p>① 上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、<u>記4</u>に定める他の全ての割引と重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して<u>記4</u>に定める他の全ての割引を適用する。</p> <p>② 障害者割引を適用する自動車については、上限料金の引下げに係る割引以外の割引と重複して適用しない。</p> <p>③ 上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引、都心流入・湾岸線誘導割引、<u>ETC路線バス割引及び深夜割引</u>相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。ただし、割引相互間の重複適用後（<u>ETC路線バス割引及び大口・多頻度割引を除く。</u>）の割引率は、最大で<u>基本料金の額、特別の措置又は上限料金の引下げに係る割引後の額</u>の50%とする。</p>	<p>⑦ ETC路線バス割引については、次のとおりとする。 略</p> <p>⑧ 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。 略</p> <p>⑨ 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。 略</p> <p><u>⑩ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引については、次のとおりとする。</u> ア 割引を適用する自動車 割引を適用する自動車は、ETC車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。 イ 割引率 50%とする。 ウ 実施する期間 令和3年7月19日から9月5日までの間とする。ただし、8月10日から8月23日までの間を除く。</p> <p>(2) 割引及び料金上乗せ相互間の適用関係</p> <p>① 上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、<u>記3</u>に定める他の全ての割引及び<u>記4に定める料金上乗せ</u>と重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して<u>記3</u>に定める他の全ての割引及び<u>記4に定める料金上乗せ</u>を適用する。</p> <p>② 障害者割引又は<u>ETC路線バス割引</u>を適用する自動車については、上限料金の引下げに係る割引以外の割引と重複して適用しない。</p> <p>③ 上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引、都心流入・湾岸線誘導割引並びに<u>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乗せ（記4に定める料金上乗せをいう。以下同じ。）</u>相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。ただし、割引相互間の重複適用後（<u>大口・多頻度割引を除く。</u>）の割引率は、最大で<u>上限料金の引下げに係る割引後の額</u>の50%とする。</p>

新旧対比

〈新〉

ア 重複適用の有無

○…適用あり  
×…適用なし  
 -…重複し得ない

	環境					
大口	○	大口				
流入	○	○	流入			
湾岸	○	○	-	湾岸		
<u>路バス</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>路バス</u>	
<u>深夜</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>深夜</u>

(注) 「環境」、「大口」、「流入」、「湾岸」、「路バス」、「深夜」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引、都心流入・湾岸線誘導割引、E T C路線バス割引及び深夜割引を指す。

イ 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
4	<u>深夜割引</u>
5	<u>E T C路線バス割引又は大口・多頻度割引</u>

④ 環境ロードプライシング割引及び都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、環境ロードプライシング割引又は、都心流入割引若しくは都心流入・湾岸線誘導割引の内、最も割引額が大きくなる割引を適用する。

(3) 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

記(1)、①、③、⑤、⑥及び⑧に定める割引を適用した額（記①及び記③に定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）に10円未満の端数がある場合には、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

〈旧〉

ア 重複適用の有無

○…適用あり  
 -…重複し得ない

	環境				
大口	○	大口			
流入	○	○	流入		
湾岸	○	○	-	湾岸	
<u>大会</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>大会</u>

(注) 「環境」、「大口」、「流入」、「湾岸」、「大会」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引、都心流入・湾岸線誘導割引並びに東京 2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乗せを指す。

イ 重複適用の順序

適用の順序	割引及び料金上乗せの種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
4	<u>東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引又は料金上乗せ</u>
5	<u>大口・多頻度割引</u>

(3) 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

記(1)、①、③、⑤、⑥及び⑩に定める割引を適用した額（記①及び記③に定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）に10円未満の端数がある場合には、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

新旧対比

〈新〉

〈旧〉

4 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング料金上乘せ

① 料金上乘せを適用する自動車

ア ETC車

料金上乘せを適用する自動車は、ETC車のうち、午前6時から午後10時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入し、かつ、②に定める適用区間を通行する自動車であって、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第13号に定める「自家用又は事業用の別」が「自家用」であり、かつ、「自動車の用途等の区分について（依命通達）」（昭和35年9月6日自車第452号自動車局長通知）に定める「貨物自動車等」及び「特種用途自動車等」以外である軽自動車等及び普通車とする。

ただし、記3(1)②に定める割引を適用する自動車、または手帳もしくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付されている精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する自動車、もっぱら社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する自動車及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の選手又は関係者を輸送する自動車のうち、事前に自動車登録番号又は車両番号等の会社が別に定める必要事項について、東京都に手続きがなされ、指定された自動車を除く。

イ 現金車

料金上乘せを適用する自動車は、現金車のうち、午前6時から午後10時までの間に首都高速道路の最初の料金所を通行し、かつ、②に定める適用区間を通行する軽自動車等及び普通車とする。

ただし、記3(1)②に定める割引を適用する自動車を除く。

② 適用区間

ア ETC車

ETC車のうち、下表に定める路線を通行する自動車とする。

<u>路線</u>
<u>都道首都高速1号線</u>
<u>都道首都高速2号線</u>
<u>都道首都高速2号分岐線</u>
<u>都道首都高速3号線</u>
<u>都道首都高速4号線</u>
<u>都道首都高速4号分岐線</u>
<u>都道首都高速5号線</u>
<u>都道首都高速6号線</u>
<u>都道首都高速7号線</u>
<u>都道首都高速8号線</u>
<u>都道首都高速9号線</u>
<u>都道首都高速晴海線</u>
<u>都道首都高速11号線</u>

新旧対比

〈新〉

〈旧〉

<u>都道首都高速葛飾江戸川線</u>
<u>都道首都高速板橋足立線</u>
<u>都道首都高速目黒板橋線</u>
<u>都道首都高速品川目黒線</u>
<u>都道高速湾岸線（湾岸環八を利用する場合を除く。）</u>
<u>都道首都高速湾岸分岐線</u>
<u>都道高速横浜羽田空港線</u>
<u>都道高速葛飾川口線</u>
<u>都道高速足立三郷線</u>
<u>都道高速板橋戸田線</u>
<u>神奈川県道高速横浜羽田空港線〔大師（羽田方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕</u>
<u>埼玉県道高速葛飾川口線〔新郷（足立入谷方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕</u>
<u>埼玉県道高速足立三郷線〔八潮南（加平方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕</u>
<u>埼玉県道高速板橋戸田線（戸田南入口を利用する場合に限る。）</u>
<u>千葉県道高速湾岸線〔舞浜、浦安（葛西方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕</u>

イ 現金車

首都高速道路全線を通行する自動車とする。ただし、下表の出入口等を利用する場合を除く。

出入口等
<u>三溪園（入口に限る。）</u>
<u>杉田（幸浦方向へ進行する入口に限る。）</u>
<u>新郷（安行方向へ進行する入口に限る。）</u>
<u>八潮南（八潮方向へ進行する入口に限る。）</u>
<u>戸田（入口に限る。）</u>
<u>新都心（さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。）</u>
<u>新都心西（新都心方向へ進行する入口に限る。）</u>
<u>浦和北（入口に限る。）</u>
<u>美女木ジャンクション（高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。）</u>
<u>浦安（千鳥町方向へ進行する入口に限る。）</u>
<u>阪東橋（入口に限る。）</u>
<u>岸谷生麦（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）</u>

新旧対比

〈新〉	〈旧〉
<p>5 料金の徴収期間 略</p> <p>6 その他（乗継） 首都高速道路を通行してきたE T C車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、E T Cシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車 <u>及び2に定める料金の額を適用する自動車</u>が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを1回の通行とみなす。</p> <p><u>7 実施期日</u> この料金の額及びその徴収期間は、令和4年3月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>新横浜（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）</p> <p>横浜港北（横浜青葉ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）</p> </div> <p>③ <u>料金上乗せ額</u> <u>909.09円とする。</u></p> <p>④ <u>実施する期間</u> <u>令和3年7月19日から9月5日までの間とする。ただし、8月10日から8月23日までの間を除く。</u></p> <p>⑤ <u>消費税等の取扱い及び料金上乗せ後の額の単位</u> <u>記③に定める料金上乗せ額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。</u></p> <p>5 料金の徴収期間 略</p> <p>6 その他（乗継） 首都高速道路を通行してきたE T C車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、E T Cシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを1回の通行とみなす。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>



新旧対比

〈新〉			〈旧〉		
<a href="#">別表1</a>			<a href="#">別表</a>		
自動車の種類			自動車の種類		
車種区分	自動車の種類	定 義	車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車	軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車		ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの		ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）	普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通採用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの		ホ 普通採用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車等が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの		ヘ けん引自動車等が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）	中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの		チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車等が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両		リ けん引自動車等が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）	大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして首都高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの		ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして首都高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車等が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両		ヲ けん引自動車等が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大型車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）	特大型車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）		カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車		コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ク 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）		ク 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

